

○ 国家公務員法の一部を改正する法律（仮称）の附則改正案の対比表

（傍線の部分は追加部分）

検察官に係る規定を追加した案

内閣人事局案

附 則

第二条 （略）

第二条 第A条の規定による改正後の国家公務員法（以下「新国家公務員法」という。）第六十条の二、第八十一条の二から第八十一条の七までの規定の円滑な実施を確保するため、任命権者（国家公務員法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者をいう。以下同じ。）は、長期的な人事管理の計画的推進その他必要な準備を行うものとし、人事院及び内閣総理大臣は、それぞれの権限に応じ、任命権者の行う準備に関し必要な連絡、調整その他の措置を講ずるものとする。

（新設）

- 第〇〇条の規定による改正後の検察庁法（以下「新検察庁法」という。）第九条第一項、第十条第一項、第二十条第二項及び第二十二条の規定の円滑な実施を確保するため、法務大臣は、長期的な人事管理の計画的推進その他必要な準備を行うものとし、人事院及び内閣総理大臣は、それぞれの権限に応じ、法務大臣の行う準備に関し必要な連絡、調整その他の措置を講ずるものとする。

第ABC—1条 政府は、国家公務員の年齢別構成及び人事管理の状況、民間における高年齢者の雇用の状況その他の事情並びに人事院における

第ABC—1条 政府は、国家公務員の年齢別構成及び人事管理の状況、民間における高年齢者の雇用の状況その他の事情並びに人事院における

検討の状況に鑑み、必要があると認めるときは、新国家公務員法（新裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）又は新自衛隊法に規定する管理監督職勤務上限年齢又は定年前再任用短時間勤務職員に関連する制度（年齢が六十三年に達した検察官の任用に関連する制度を含む。）について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## 2 (略)

2 政府は、できるだけ速やかに、国家公務員の給与水準がこの法律の規定による改正前の法律に規定する定年の前後で連続的なものとなるよう、国家公務員の給与制度について、人事院における検討の状況を踏まえ、所要の措置を講ずるものとする。

検討の状況に鑑み、必要があると認めるときは、新国家公務員法（新裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）又は新自衛隊法に規定する管理監督職勤務上限年齢又は定年前再任用短時間勤務職員に関連する制度について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。